

飯塚市地方卸売市場卸売業務受託契約約款

(趣 旨)

第 1 条 飯塚市地方卸売市場青果部の卸売業者であるファーマインド新筑豊青果株式会社(以下「会社」という。)が飯塚市地方卸売市場(以下「市場」という。)において行う卸売のための販売の委託の引受けは、卸売市場法(昭和46年法律第35号)、福岡県卸売市場条例(昭和46年福岡県条例第46号)、福岡県卸売市場条例施行規則(昭和47年福岡県規則第60号)、飯塚市地方卸売市場条例(以下「市場条例」という。)その他関係諸法令によるほか、委託者との間に特約のない限り、この約款の定めるところによるものとする。

(会社の義務)

第 2 条 会社は、委託者のために受託した物品の卸売を誠実に行うものとする。

2 会社がこの約款に違反して委託者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(委託者の義務)

第 3 条 委託者は、委託する物品については、次に掲げる事項に適合し、その商標信用を保証する責任を有するものとする。

(1) 食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく食品表示基準(名称及び原産地表示等)

(2) 鮮度、選別、荷造り及び食品衛生法上の基準並びに規格

(委託物品の引渡し)

第 4 条 委託者は、会社に対する委託物品の引渡しは、すべて市場内の卸売場で行うものとする。ただし、市場条例第39条ただし書の規定により卸売をする場合には、当該場所で引渡しを行うものとする。

(委託物品の受領)

第 5 条 会社は、委託物品を受領したときは、直ちにその物品の種類、数量、等級、品質及び受領のときにおける物品の状態について検収を行い、その結果及び受領の日時を物品受領通知書に記載して委託者に通知するものとする。ただし、受領の翌日までに売買仕切書を委託者に送付する場合には、検収の結果を売買仕切書に付記して通知に代えることができるものとする。

(委託物品の保管)

第 6 条 会社は、受領した委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとする。

2 会社は、会社の責に帰すべき事由によって受託物品の保管中に生じた腐敗、損傷等委託者の受けた損害についてその賠償の責任を負うものとする。

3 会社は、受託物品の卸売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等については、その責を負わないものとする。

(受託物品の手入れ等)

第 7 条 会社は、受託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入れ、加工その他の調整をすることができるものとする。

(受託物品の検査)

第 8 条 会社は、受託物品の保管中その物品について国又は地方公共団体の検査を受けたときは、速やかにその概要等を委託者に通知するものとする。

(衛生上有害な物品の受託拒否)

第 9 条 会社は、衛生上有害な物品の販売の委託は、これを引き受けないものとする。

2 前項に掲げる物品の販売委託があったとき、又は国若しくは地方公共団体から売買を差し止められ、若しくは撤去を命じられたときは、会社は、これを処分することができるものとする。

3 前項の処分によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とする。

4 第2項の処分をしたときは、会社は、速やかにその旨を委託者に通知するものとする。

(受信場所)

第10条 委託者からの会社に対する諸通信は、市場内の会社の事務所あてに行うものとする。

(送り状等の添付)

第11条 委託者が委託物品の運送を他人に委託する場合は、その物品の種類、数量、等級、品質その他会社が委託物品を受領するために必要な事項を送り状又は発送案内に記載し、その物品に添付することその他の方法により、その物品が会社に到着するまでに会社に通知するものとする。

2 前項の通知がないときは、委託者は、品質の相違、数量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について会社に対抗することはできないものとする。

(委託先の表示)

第12条 委託者は、委託物品について荷札の添付その他の方法により、委託者、運送人及び委託先を明らかにする措置を講じなければならないものとする。

2 委託者が前項の措置を怠ったことにより、又は委託物品の運送の途中において荷札の忘失その他の事由により委託者又は委託先が不明となったために生じた損害については、会社は、その賠償の責を負わないものとする。

(受託物品の上場)

第13条 会社は、受託物品をその受領後最初の卸売取引に上場するものとし、その上場順位については、同種物品の到着順となるよう努めるものとする。

2 会社は、委託者に著しく損害を与えるおそれがあることその他相当の事由があると認めるときは、受託物品の全部又は一部についてその販売順位を変更することができるものとする。

(販売の方法)

第14条 受託物品の販売方法は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる販売方法によるものとする。

(1) 市場条例別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法

(2) 市場条例別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち、開設者が定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

(3) 市場条例別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項第1号及び第2号に掲げる物品(同項第2号に掲げる物品にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。)について次の各号に該当する場合であつて、会社がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めるときは、相対取引によることができるものとする。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

(3) 卸売の相手方が少数である場合

(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

(5) 会社と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

(6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合

(7) 次条の規定により市場の買受人以外の者に対して卸売をする場合

3 第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる物品であつて、会社が必要と認めるときは、せり売又は入札の方法によるものとする。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

(市場の買受人以外の者に対する卸売)

第15条 会社は、次の各号に掲げる場合であつて、買受人の買受けを不当に制限することとならないと認める十分な事由があるときは、受託物品を市場の買受人以外の者に対して卸売をすることができるものとする。

(1) 市場における入荷量が著しく多いか、又は受託物品が買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある場合

(2) 受託物品が買受人に対する卸売をした後残品となった場合

(3) 他の卸売市場の入荷量を調整するため当該他の卸売市場の卸売業者に対して卸売をする場合

(指値等の条件)

第16条 委託者は、委託物品の販売について指値（当該委託者の販売希望価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額）をいう。以下同じ。）その他の条件を付することができるものとする。

2 前項の場合、委託者は、指値その他の条件を第11条第1項の通知に付記するか、又はその物品の販売準備着手前までに会社に通知しなければならないものとする。

3 前項の通知がその物品の販売準備着手前までに到着しないときは、その条件がなかったものとみなすものとする。

4 前2項の規定は、指値その他の条件の変更について準用するものとする。

(販売不成立の場合の処理)

第17条 会社は、受託物品の販売について指値その他の条件が付されている場合において、その条件どおり受託物品を販売することができないときは、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めるものとする。ただし、委託者の指図を待つと委託者に対し著しく損害を与えるおそれがあると認められる場合においては、その条件がなかったものとみなしてこれを販売することができるものとする。

2 前項の場合において、委託者に損害が生じたときは、会社は、その賠償の責を負わないものとする。

3 第1項ただし書の規定によって販売したときは、速やかにその旨を委託者に通知するものとする。

(再委託の禁止)

第18条 会社は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に受託物品販売の委託をすることはできないものとする。

(委託の解除等)

第19条 委託者からの販売委託の解除又は他の卸売業者への委託替えの申込みは、その委託物品の販売準備着手前に限り、会社は、これに応ずるものとする。

2 前項の申込みに応じた場合においては、会社は、委託の解除又は委託替えに応じたために要した費用を収受するものとする。

(せり開始時刻以前の卸売等の場合の仕切価格)

第20条 第14条第2項第6号又は第15条の規定により卸売をしたときの当該物品の卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加えた金額とする。以下同じ。）は、受託した物品と同種の物品についてその日に価格形成され

た卸売価格を基準として出荷者に損害を被らせないように算定した価格とする。

(販売後の事故処理)

第21条 受託物品を販売し、これを買受人に引き渡した後において、買受人から隠れた瑕疵があること又は数量、品質に著しい差異若しくは傷があることによって販売代金の減額の申出があり、正当の理由があると認めたときは、それに相当する減額をすることができるものとする。この場合、会社は、速やかにその旨を委託者に通知するものとする。

(委託手数料)

第22条 会社が委託者から収受する委託手数料は、卸売金額(消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。)に次に掲げる率を乗じて得た金額にその消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加えて得た金額とする。

	個人出荷の場合	団体出荷の場合
野 菜	100分の10.0	100分の 8.5
果 実	100分の 8.0	100分の 7.0

(委託者の費用負担)

第23条 委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とする。

- (1) 通信費(電報料、市外通話料、書留等の特別通信費)
- (2) 運送料(会社の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要した費用)
- (3) 売買仕切金送金料
- (4) 保管料(受託物品を冷蔵その他の方法により保管したため特に経費を要したときはその費用)
- (5) 調整費(手入れ加工その他の調整につき特に経費を要したときはその費用)
- (6) その他会社が立て替えた費用

2 委託手数料及び前項の費用のうち会社が立て替えたものの金額は、受託物品の卸売金額から控除するものとする。

(売買仕切書の送付及び売買仕切金の支払)

第24条 会社は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした翌日までに市場内の会社の事務所において当該卸売をした物品の種類、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額、前条第2項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の項目及び金額並びに差引仕切金額(「売買仕切金」という。以下同じ。)を記載した売買仕切書を発行し、売買仕切金を支払うものとする。ただし、委託者からの送金依頼そ

の他の特約がある場合は、その特約の方法により送付するものとする。

(仕切金の精算)

第25条 委託者は、受託物品の卸売金額が委託手数料その他第23条第2項の規定により控除すべき金額に満たないときは、会社に対し速やかに精算するものとする。ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場合は、次の委託物品の仕切計算に合算してこれを精算することができるものとする。

(再販売)

第26条 会社は、買受人が卸売を受けた物品の引き取りを怠ったため受託物品を再販売したときは、その卸売金額によって仕切を行うものとする。ただし、再販売によって差損金を生じたときは、最初に販売したときの卸売金額によるものとする。

(帳簿の閲覧)

第27条 会社は、委託者の請求があるときは、特別の事情がある場合を除いて、営業時間中いつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に応答するものとする。

(臨時開市等の通知)

第28条 会社は、臨時の開市、休市その他委託者に重要な関係を有する事項については、直ちに委託者に通知するものとする。

(管轄裁判所の指定)

第29条 会社は、販売の委託に関する一切の事件に係る訴訟については、市場の所在地を管轄する裁判所に提起するものとする。